

令和3年3月24日
302会議室

令和3年第6回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和3年第6回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和3年3月24日(水)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時30分

休憩① 午後 2時05分～午後 2時06分

2 場 所 302会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 伊藤 憲春 嶋田 敦子

小林 章子 石本 一弘

署名委員 嶋田 敦子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育総務課長 小林 直弘 指導課長 前田 元

統括指導主事 川崎 淳子 教育支援課長 秋武 典子

学校給食課長 南 彰彦 図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第6号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第7号 立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第8号 立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則を廃止する規則について
- (4) 議案第9号 教育委員会職員の人事異動について
- (5) 議案第10号 立川市立学校体育施設利用規則の一部を改正する規則について

2 報告

- (1) 東京立川こぶしロータリークラブからの児童図書及び電子書籍等の寄贈等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

令和3年第6回立川市教育委員会定例会議事日程

令和3年3月24日
302会議室

1 議案

- (1) 議案第6号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第7号 立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第8号 立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則を廃止する規則について
- (4) 議案第9号 教育委員会職員の人事異動について
- (5) 議案第10号 立川市立学校体育施設利用規則の一部を改正する規則について

2 報告

- (1) 東京立川こぶしロータリークラブからの児童図書及び電子書籍等の寄贈等について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

3 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、令和3年第6回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 はい。承知しました。

○小町教育長 本日は、議案5件、報告2件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。小林教育総務課長、お願いいたします。

○小林教育総務課長 本日第6回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育総務課長、指導課長、川崎統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、図書館長、以上でございます。

○小町教育長 次に、議事進行についてお諮りいたします。1議案(4)議案第9号、教育委員会職員の人事異動について、は人事案件でございますので非公開として取り扱いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 それではさようにさせていただきます。1議案(4)議案第9号、教育委員会職員の人事異動について、は非公開として、3 その他の後で、ご説明してご協議いただくということにしたいと思っています。

◎議 案

(1) 議案第6号 立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 では、1議案(1)議案第6号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第6号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は組織の見直しをするものでございます。具体的な見直しの内容につきましては、鑑の次の資料、横づかいとなっております新旧対照表をご覧くださいと思います。

教育総務課に設置しております主査の職です。現在は学校施設の保全を担当しており、今年度につきましては第七小学校の大規模改修工事、若葉台小学校の新校舎建設工事を担当しておりました。ここで工事が完了しましたので、この主査を令和2年度、今年度をもって廃止することとしまして、令和3年度から学校施設の整備に係る基本方針、この方針を策定する主査を新たに設置するものでございます。

この基本方針の策定の趣旨をご説明させていただきます。

市の公共施設、学校施設だけでなく市内の公共施設については、市長部局の総合政策部の

ほうで複合化ですとか床面積削減といった再編の検討を進めておるようなところでございます。この再編の検討の中で、今議会に令和3年度以降の公共施設の整備内容を定めました前期施設整備計画の原案の報告がございました。

この前期施設整備計画の中で、学校施設です、小・中学校については、令和4年度から令和11年度にかけて4つの学校の建替えを連続して行うこととしております。小学校は第二小学校、第三小学校、中学校は立川第三中学校と立川第五中学校になります。建替えの順番は第二小学校、立川第五中学校、立川第三中学校、第三小学校の順になります。

今後こういった建替えを連続して行うにあたりまして、床面積削減、建替えコスト削減を考えつつ、教育的視点からの機能面を踏まえ小・中学校における新校舎の標準仕様といったものを定める必要があると考えております。令和3年度におきましては、この標準仕様等を定めた学校施設の整備に係る基本方針、こういったものを策定するにあたりまして主査を設置しまして対応してまいります。

こちらの規則改正は令和3年4月1日からとなっております。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(1)議案第6号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第6号、立川市教育委員会処務規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第7号 立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 続きまして、1議案(2)議案第7号、立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

秋武教育支援課長、説明をお願いいたします。

○秋武教育支援課長 議案第7号、立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

今回の改正につきましては、大きく2点ございます。まず1点目は、令和3年4月に第二小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設することに伴い、必要な項目を追加するもの、2点目は、令和3年4月に中学校全校への特別支援教室の設置が完了することに伴い、情緒障害等通級指導学級を廃止することから、この項目を削除するものです。

この2点について、別表第1への追加と削除を行うとともに、これに伴う条文の文言整理を行っております。

説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(2)議案第7号、立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第7号、立川市立学校特別支援学級及び通級指導学級の通学区域等に関する規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第8号 立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則を廃止する規則について

○小町教育長 続きまして、1議案(3)議案第8号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則を廃止する規則について、を議題といたします。

秋武教育支援課長、説明をお願いします。

○秋武教育支援課長 議案第8号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則を廃止する規則について、ご説明いたします。

本件は、令和3年4月に中学校全校への特別支援教室の設置が完了することに伴い、情緒障害等通級指導学級を廃止することから、その入退級審査について定めた規則を廃止するものです。

説明は以上です。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(3)議案第8号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則を廃止する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第8号、立川市情緒障害等通級指導学級入退級審査会規則を廃止する規則について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第10号 立川市立学校体育施設利用規則の一部を改正する規則について

○小町教育長 続きまして、1 議案(5)議案第 10 号、立川市立学校体育施設利用規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第 10 号、立川市立学校体育施設利用規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

こちらの議案につきましては、3 月 22 日月曜日に市議会にて令和 3 年度予算が可決されたことから、追加で本日資料を配付したものでございます。

学校体育館の空調設備、中学校は令和 2 年 3 月、小学校は令和 2 年 8 月に設置しまして、小・中学校の児童・生徒だけでなく地域スポーツ団体が体育館等を使用する際に、熱中症予防のため試行的に利用しておりました。この体育館における地域スポーツ団体の電気使用量と電気料金を分析した結果、受益者負担の観点から、学校体育館空調設備の利用料を徴収する規則改正でございます。

こちらの改正内容は新旧対照表 1 ページの第 6 条、2 ページの第 7 条に記載がございます。これまで照明の利用料を徴収しておりましたが、ここに体育館空調設備の利用料を加えております。利用料の金額につきましては、3 ページ目の表に記載がございます。電気料金を分析した結果、1 回の利用にあたり小学校は 150 円、中学校は 200 円が利用料となります。施行日は令和 3 年 6 月 1 日からで、6 月 1 日からの利用から徴収いたします。

その他の条例や規則と合わせる文言修正、当該改正に伴う申請書等の様式を整備してございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員 少しお伺いしたいのですが、利用料の免除を申請して認められる方と認められない方というのは、どのぐらいの割合でいらっしゃるのか。分かる範囲で、よろしければ教えていただければと思います。

○小町教育長 小林教育総務課長。

○小林教育総務課長 第 6 条に、照明利用料を免除する団体というのは新旧対照表では(1)～(4)略、となっておりますが、ここに記載している団体は、指導者を除く構成員の全てが児童・生徒である青少年団体ですとか、学校周辺の地区体育会に所属している団体、近隣の自治会によって構成されている団体、65 歳以上の者で構成される団体、社会福祉法第 22 条に規定する社会福祉法人、社会福祉関係団体というような団体が基本的にはこちらの利用料が免除という形です。

すみません、こちらの事務をスポーツ振興課のほうに委任をしております、何割がこの免除の団体かというのは把握してございません。基本的には地域スポーツの振興という位置

付けてございますので、そういったことで利用する団体は免除するような形でございます。

○小町教育長 ほかに、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 1ページ目の改正後のほうに(4)で、営利を目的としないこと、というのが追加されているようですけれども、この団体が小中学生で構成されていても、例えば会費ですとか月謝ですとかを徴収しているような団体はどうなんだろうかと迷ってしまうかなと思いますけれども、この辺りはいかがでしょうか。

○小町教育長 小林教育総務課長。

○小林教育総務課長 営利を目的としないことというのは、これまでも学校教育法なりで社会教育その他公共の利用をする団体には学校の施設を利用させることができるという規定がございます。ここの「営利を目的としないこと」というところですが、例えばスポーツクラブとかそういったところを生業としているような、営業というような形でやっている団体というのは基本的には利用ができない形で、保護者に負担していただいているのが営利を目的としていないというようなところであれば、そこは認めているところでございます。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 どの程度が会費だと認められるのかというのは、今使用している団体でも会費を集めていたりとかそういうところもあるように思うので、基準を分かりやすく示していただけるとありがたいなと思います。

あと、この利用料金を支払えば使えるということですか。

○小町教育長 小林教育総務課長。

○小林教育総務課長 現在も照明を使う時にはやっておるんですが、10枚綴りの照明なり空調設備利用券というものをスポーツ振興課の泉市民体育館と柴崎市民体育館において発行しております。まずそちらを購入いただいて、使用するときには学校の管理人さんに切り取った1枚の利用券を出していただいて、学校の体育館の空調設備に管理人がスイッチを入れるという流れで行っていくような形です。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(5)議案第10号、立川市立学校体育施設利用規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第10号、立川市立学校体育施設利用規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎報 告

(1) 東京立川こぶしロータリークラブからの児童図書及び電子書籍等の寄贈等について

○**小町教育長** 続きまして、2 報告(1)東京立川こぶしロータリークラブからの児童図書及び電子書籍等の寄贈等について、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○**池田図書館長** それでは、東京立川こぶしロータリークラブからの児童図書及び電子書籍等の寄贈等について、ご報告いたします。

このたび、東京立川こぶしロータリークラブから、当該団体の創立 35 周年記念事業の一環として、児童図書等の寄贈とたちかわ電子図書館の電子書籍コンテンツの費用負担の申出を受け、3 月 3 日水曜日に東京立川こぶしロータリークラブと立川市が覚書を締結し、4 月 1 日木曜日より利用を開始することとなりました。

このことによりまして、図書館の乳幼児向けの基本図書が充実するとともに、たちかわ電子図書館のコンテンツの充実が図られることとなります。

なお、公共図書館の電子図書館事業において、東京立川こぶしロータリークラブ等の社会奉仕団体から電子書籍コンテンツの費用負担の申出を受ける事例としましては、全国で 2 例目となります。

下に寄贈等の内容を記しました。

児童図書(乳幼児向け)、基本図書が中心となっております。200 冊です。たちかわ電子図書館電子書籍コンテンツが 211 タイトル、主に実用書等が中心となっております。このコンテンツを選ぶにあたりまして、ロータリークラブから約 90 点ほど、推薦をいただいたものも含まれております。それとブックトラック 1 台、本を移動させることができる棚付きの台車でございます。合計約 130 万円程度のご寄付をいただきました。

それから、当日配付となりましたけれども、ロータリークラブに作っていただきましたチラシがお手元でございます。それとポスターも作っていただきまして館内に張ることといたしました。

利用開始は 4 月 1 日木曜日からで、電子書籍につきましては 4 月 1 日の零時から見ることができます。児童書のコーナーにつきましては、午前 10 時から簡単なセレモニーを行いまして、開所式を行うことといたしました。

報告は以上です。

○**小町教育長** 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、嶋田委員。

○**嶋田委員** 寄付をいただけるということで、大変ありがたいことだと思います。立川電子コンテンツの 90 点が推薦されたものだけということですが、残りのものは図書館のほうで選ばせていただいたということでしょうか。

○**小町教育長** 池田図書館長、お願いします。

○**池田図書館長** あらかじめ選書リストを作成しまして、その中から 90 点ほどご推薦いただいたものです。それとコンテンツ代が約 100 万円ということで費用負担いただきましたので、

その額に見合う残分として120点ほどが図書館の職員による選書ということで、1月6日オープンから約2か月半ぐらい経っておりますので、大体どういった傾向がよく読まれるのかということ踏まえて選書いたしました。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 乳幼児向けの図書も寄贈していただいたということで、本当にありがたいことだと思います。ありがとうございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 非常に多大な寄付をいただきましてありがたいことです。しかも目の付け所が電子図書ということで、有効活用できるかと思えます。そしてチラシも作っていただいたということで、ここにQRコードが出ていますけれども、読んでみたんですけども、たちかわ電子図書館のホームページにつながっているようですけれども、ホームページの中にこのこぶしロータリークラブセレクションというのがあるのでしょうか。見つからなかったもので、まだ作ってないということでしょうか。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 電子図書館のサイトに、4月1日からバナーをはらせていただいて、サイトを開きますとすぐ目に付くところに東京立川こぶしロータリークラブセレクションというバナーがはってありまして、そこをクリックしますと寄付をいただきました211点、実際は画面上は200点しか入らないので職員のほうで入れ替えますけれども、本の一覧表が出てくると、そういうことございます。ですので、4月1日から見られます。

○小町教育長 私少し述べさせていただければと思います。

本当にありがたいお申し出をいただきまして、それもコロナ含めまして、どなたでも容易にアクセスしやすいという電子図書館を本市としても他市に先駆けて取り組んだ、まだ全市やっていない事業です。やっているのは多摩でも数市の中で取り組んでいる事業です。その一番のネックは、紙の本と電子図書館の両方を充実させようとする、やはり経費的にダブルになりますので、そこが悩みの種ですけれども、このような形で応援していただくと本当にありがたいと思っております。

特に、だれでも、どこでもということで、なおかつ文字を反転させたり大きくしたり、そのような形でバリアフリーとダイバーシティでかなりフレキシブルに、普通の紙の本のよさもありますけれども、違うよさもあるということで、それぞれ両方利点があるのかなと思います。けれども、今後、21世紀はこういう時代に入っていくとすると、両方のコンテンツを充実させるというのはなかなか経費的にはこれからも悩みどころかなと思います。紙の本の寄贈というのも過去いただいたことがございまして、小・中学校の図書標準に達していない図書室の蔵書を応援していただいて、今は小・中学校とも文科省の図書標準をクリアしている冊数までいったというのも、これも民間企業に寄付していただいて、それを私どもも予算に足して行ったからです。なかなか一遍には、どうしても子どもの数が動くのでフレキシブルに対応できなかったということがありましたけれども、そういう形で補うという形でできて

います。

今後もこのようなお申し出は本当に大歓迎ですし、様々な形で協働の一つだと私は思っています。広い意味でのまちづくりにもなるのかなと思っただけで、大いに市としてもPRしながら、これからは様々な団体とこのような形だけではなくて、いろいろな形でご協力をいただいているものもございますので、そういったものもアピールさせていただきながらそういうネットワークを、学校はよくネットワークと言っていますけれど、学校教育だけでなく図書館も生涯学習も含めてネットワークを広げることによってそれぞれ充実する、そんな仕組みが構築できるといいなと私は思っています。本当にありがとうございました。私からも感謝申し上げます。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで2報告(1)東京立川こぶしロータリークラブからの児童図書及び電子書籍等の寄贈等について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

○小町教育長 続きまして、2報告(2)新型コロナウイルス感染症の対応について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは新型コロナウイルス感染症の対応について、ご報告いたします。

1の立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の開催状況でございます。

第50回を3月19日金曜日、午前11時20分から開催しております。3点議題となっております。

1点目は、市内の感染状況等について。資料は3、4ページにございますが、新型コロナウイルス感染症患者の市内の発生状況について報告がございました。2月、3月は新たな患者数は一桁台という形でございます。

2点目でございます。緊急事態宣言解除後の対応についてでございます。緊急事態宣言が解除される3月22日以降の対応について、決定しております。

①公共施設の利用制限及びイベント等の取扱いについては、東京都が発表しました「段階的緩和期間における東京都の対応」、5ページ以降にございます。この東京都の対応に準じて公共施設等の利用制限及びイベント等の開催制限を実施したうえで、公共施設等の20時以降の利用を再開することとしました。

7ページをご覧くださいと思います。中段に「その他の施設への対応」、こちらが公共施設という形になります。右側に21時までの営業時間、利用時間の短縮、協力依頼というような形になっています。ですので公共施設は22時まで利用を再開したところでございますが、東京都の対応の中で21時までの時間短縮について協力依頼をするという文言がございます

ので、利用団体には21時までの利用にさせていただくよう協力依頼を行っているところでございます。

②教育委員会の対応についてです。最終ページの8ページをご覧くださいと思います。緊急事態宣言解除に伴う教育委員会の対応についてです。

学校教育について、(1)基本的方針としては、緊急事態宣言が解除されても市立小・中学校においては、児童・生徒の安全を第一に、現在実施している感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する形でございます。

(2)本市における具体的対応としては、①授業等の教育活動時の配慮事項としては、引き続き検温等の健康観察、学校生活の中での感染予防の徹底を行っていく。②学校行事等については、こちらも引き続きですが校外学習、宿泊行事の代替措置行事は徒歩及び貸切バス利用時は、市内及び見学先の感染状況を踏まえて実施の可否を判断する。部活動についても、引き続き、「三密」、「大きな発声」などを避け、着替えの場面での感染対策に十分留意し実施するというところでございます。

(3)春季休業に向けた指導等についてです。

本日、小学校が修了式、明日は中学校が修了式で春休みの長期休業期間に入ります。そうしたこともございますので、家庭生活においても、心身の体調管理に努めることですか、これまで学校の中で実施してきた感染防止対策をご家庭の中でも取り組むように児童・生徒を指導していく。

SNSやオンラインゲームといったスマホなどの長時間利用によって健全な生活への悪影響、また、友だち関係のトラブルを防止するため「インターネット等の適正な利用」について指導すること。また、悩みを抱えたときに助けを求める「SOSの具体的な出し方」等について指導を行う。

保護者に対してでございます。春休みの長期休業期間においても、学校は家庭と連絡や相談ができる体制を整えているということを保護者に周知する、こういったことを各学校において行っております。

1ページ目に戻っていただきまして、3点目の議題でございます。新型コロナワクチン接種事業についてで、高齢者向けの接種券の送付、接種スケジュールなどの検討状況について担当の健康推進課から報告がありまして、3月30日に発行する広報たちかわ臨時号で、ワクチン接種の詳細を市民の皆様にお知らせするということを決定したところでございます。

報告は以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、伊藤委員。

○伊藤委員 立川市は皆様が十分注意をして感染予防に取り組んでいらっしゃるということは十分承知ですが、ここで嫌なニュースがあって、学習塾とか英語塾でクラスターがというような。今までのウイルスですと子どもには罹らないのではないかとかいろいろ言

われていますけれど、何しろ子どもに大勢罹っていると。保護者の方は受験とかを控えて、なかなか進まない授業の中で少しでも来年の受験に向けてということで、既にそういうような生活に入られている方もいらっしゃると思いますので、春休み明け、少しでも注意をしていただくように学校のほうからも、特に塾へ行くと学校ほどのスペースの余裕がないのではないかという気もいたしますので、その辺をなるべく徹底していただいて、春休み明けにあまり変なことにならないように考えていただければと。十分していらっしゃることは分かりますけれども、より一層頑張っただければと思っております。お願いします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで2 報告(2)新型コロナウイルス感染症の対応について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 それでは、1 議案(4)議案第9号、教育委員会職員の人事異動について、を議題といたしますが、議事進行でお諮りいたしましたように非公開として取り扱うことと決定しております。

暫時休憩いたします。

午後2時05分休憩

午後2時06分再開

◎閉会の辞

○小町教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、第7回立川市教育委員会定例会は、令和3年4月8日木曜日、午後1時半から302会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和3年第6回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時30分

署名委員

.....

教育長